

# 福山地区消防組合人事行政の 運営等の状況

2023年（令和5年）11月

## 目 次

1	職員の任免及び職員数に関する状況	
(1)	職員の採用状況	1
(2)	職員の退職等の状況	1
(3)	職員採用候補者試験の状況	1
(4)	部門別職員数の状況と主な増減理由	2
2	職員の人事評価の状況	
(1)	目的	2
(2)	人事評価の内容	2
(3)	人事評価の結果の活用	2
3	職員の給与の状況	
(1)	人件費の状況（普通会計決算）	3
(2)	職員給与費の状況（普通会計決算）	3
(3)	職員の経験年数別平均給料月額及び平均年齢の状況	3
(4)	職員の初任給の状況	4
(5)	消防職給料表の級別職員数の状況	4
(6)	職員手当の状況	4
(7)	特別職の報酬等の状況	6
4	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	
(1)	職員の勤務時間	7
(2)	年次有給休暇の取得状況	7
(3)	時間外勤務及び休日勤務等の状況	7
(4)	休暇等の状況	7
5	職員の休業に関する状況	8
6	職員の分限及び懲戒処分の状況	
(1)	分限処分者数	9
(2)	懲戒処分者数	9
7	職員のサービスの状況	
	営利企業等の従事許可の状況	9
8	職員の退職管理の状況	10
9	職員の研修の状況	
(1)	研修に関する基本方針の策定	10
(2)	研修の実施状況	10
10	職員の福祉及び利益の保護の状況	
(1)	職員の福利厚生制度	11
(2)	職員の健康診断等の状況	11
(3)	公務災害の発生状況	11
(4)	職員の利益の保護の状況	11
11	公平委員会の業務の状況	
(1)	勤務条件に関する措置の要求の状況	12
(2)	不利益処分に関する審査請求の状況	12
12	等級及び職制上の段階ごとの職員数	13

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2及び福山地区消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第2号）の規定に基づき、本組合の人事行政の運営等の状況について公表します。併せて、地方公務員法第58条の3の規定に基づき、本組合の職務の級及び職制上の段階ごとの職員数について公表します。

2023年（令和5年）11月30日

管理者 枝 広 直 幹

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況（2022年(令和4年)4月1日～2023年(令和5年)3月31日） (単位：人)

区 分	採用職員数		
		男	女
消 防 吏 員	8	7	1

(2) 職員の退職等の状況 (単位：人)

区 分	2022年度 (令和4年度)	2021年度 (令和3年度)
定 年 退 職	3	4
勸 奨 退 職	—	—
早 期 退 職	1	—
普 通 退 職	4	3
分 限 免 職	—	—
懲 戒 免 職	—	—
失 職	—	—
死 亡 退 職	1	2
合 計	9	9

- (注) 1 定年退職：地方公務員法(以下「地公法」という。)第28条の2第1項の規定により離職すること。  
 2 勸奨退職：任命権者が人事管理上の目的から職員に退職勸奨を行い、これに応じて退職すること。  
 3 早期退職：任命権者が年齢別構成の適正化を図る目的から定年前退職の募集を行い、これに応じて退職すること。  
 4 普通退職：自己都合により退職すること。(派遣等による退職を含む。)  
 5 失職：職員が法定の欠格条項(地公法第16条各号(第2号を除く。))に該当する場合で行政処分によることなく当然に離職するものに該当し離職すること。

(3) 職員採用候補者試験の状況（2022年度(令和4年度)実施） (単位：人)

職 種	受験者数(A)	採用者数(B)	競争倍率(A)/(B) (倍)
消 防 吏 員	75	11	6.8

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

(単位：人)

区分	職 員 数		対前年度 増 減 数	主 な 増 減 理 由
	2022年 (令和4年)	2021年 (令和3年)		
消 防 局	87	87	0	—
消 防 署	493	495	▲ 2	再任用職員の減によるもの
合 計	580	582	▲ 2	

(注) 職員数は一般職に属する常勤職員の数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員及び再任用職員等を含み、臨時職員を除いています。

## 2 職員の人事評価の状況

### (1) 目的

人事評価制度は、人材育成基本方針のもと、職位における役割を明示し、人事管理、職員研修などの諸制度と連携しながら、個人としての成長を高め、組織のビジョンやミッションの達成による組織力の向上を目的として行っています。

### (2) 人事評価の内容

#### ア 評価期間

4月1日から翌年3月31日まで

#### イ 対象者

全職員

#### ウ 評価方法

能力評価及び業績評価により評価を実施しています。

### (3) 人事評価の結果の活用

人事評価の結果は、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用しています。

### 3 職員の給与の状況

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (2022年度（令和4年 度）末現在)	歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率 (B/A)	2021年度 (令和3年度) 人 件費率
2022年度 (令和4年度)	503,652人	6,378,582千円	127,181千円	4,730,703千円	74.2%	63.9%

#### (2) 職員給与費（事業費支弁職員を含む。）の状況（普通会計決算）

区 分	職員数	給 与 費				1人当たり 給 与 費
		給 料	職員手当	期末勤勉手当	計	
2022年度 (令和4年度)	560人	2,220,298千円	657,709千円	903,641千円	3,781,648千円	6,753千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
 2 職員数は、2022年（令和4年）4月1日現在の人数です。  
 3 職員数には、再任用短時間職員は含みません。

#### (3) 職員の経験年数別平均給料月額及び平均年齢の状況（2022年（令和4年）4月1日現在）

区 分	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	全 職 員	
				平均給料月額	平均年齢
消防職給料表	288,964円	348,273円	395,088円	323,384円	38.3

- (注) 「平均給料月額及び平均年齢」とは、職員に係る給料月額の総額及び年齢の総和を、それぞれ当該職員数で除して得た額及び年齢であり、必ずしも、平均年齢に該当する職員が受ける給料月額が平均給料月額と一致するものではありません。

(4) 職員の初任給の状況 (2022年 (令和4年) 4月1日現在)

区 分		福山地区消防組合	国
消防吏員	高校卒	181,100円	174,500円

(5) 消防職給料表の級別職員数の状況 (2022年 (令和4年) 4月1日現在)

区 分	基 準 と な る 職 務 内 容	職員数	構成比
1 級	消防士の職務	113 人	20.2%
2 級	消防副士長の職務	24 人	4.3%
3 級	消防士長の職務若しくは高度の知識及び経験を必要とする消防副士長の職務又は主任の職務	230 人	41.1%
4 級	消防司令補の職務若しくは高度の知識及び経験を必要とする消防士長の職務又は主査の職務	17 人	3.0%
5 級	困難な業務を所掌する消防司令補の職務又は調整員の職務	97 人	17.3%
6 級	消防司令の職務	41 人	7.3%
7 級	困難な業務を所掌する消防司令の職務	18 人	3.2%
8 級	消防司令長の職務	10 人	1.8%
9 級	消防監の職務	9 人	1.6%
10 級	消防正監の職務	1 人	0.2%

(注) 1 「福山地区消防組合一般職員の給与に関する条例」に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 基準となる職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(6) 職員手当の状況

名 称	福山地区消防組合			国		
	<2022年度 (令和4年度) の支給割合>			<2022年度 (令和4年度) の支給割合>		
		期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
	6月期	1.075月分 (0.625)月分	0.950月分 (0.450)月分	6月期	1.200月分 (0.675)月分	0.950月分 (0.450)月分
期末手当	12月期	1.075月分 (0.625)月分	1.050月分 (0.500)月分	12月期	1.200月分 (0.675)月分	1.050月分 (0.500)月分
	3月期	0.25月分	—	3月期	—	—
勤勉手当		(0.10)月分	—		—	—
	計	2.40月分 (1.35)月分	2.00月分 (0.95)月分	計	2.40月分 (1.35)月分	2.00月分 (0.95)月分
	職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
	・職務の級による加算 5%~20%			・役職加算 5%~20%		
				・管理職加算 10%~25%		

(注) ・ ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

名 称	福山地区消防組合	国
退職手当	〈2022年（令和4年）4月1日現在の支給率〉	
	自己都合	早期・定年
	勤続20年	19.6695月分 24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分 33.27075月分
	勤続35年	39.7575月分 47.709月分
	最高限度	47.709月分 47.709月分
	1人当たり平均支給額 (2022年度（令和4年度）実績)	11,792千円

名 称	内 容		
地域手当	支給対象職員	東京都特別区 在勤の職員	広島市 在勤の職員
	支給率	20%	10%
	支給対象職員数 (2022年（令和4年）4月1日現在)	1人	2人
	国の制度（支給率）	20%	10%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額 (2022年（令和4年）4月1日現在)	726,042円	421,545円

名 称	区 分	消 防 職
特殊勤務手当	支給総額（2022年度（令和4年度）実績）	76,067千円
	職員1人当たり平均支給年額	132,752円
	職員全体に占める手当支給職員の割合 (2022年（令和4年）4月実績)	83.9%
	手当の種類（手当数） (2022年（令和4年）4月1日現在)	8種類
	代表的な手当の名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>救急業務に従事する職員の手当</li> <li>機関員の業務に従事する職員の手当</li> <li>高所作業に従事する職員の手当</li> <li>災害防衛業務に従事する職員の手当</li> </ul>

（注）再任用職員を含みます。

名 称	区 分	消 防 職	
時間外勤務手当	2022年度 (令和4年度)	支給総額	397,757千円
		職員1人当たり平均支給年額	692,987円
	2021年度 (令和3年度)	支給総額	333,756千円
		職員1人当たり平均支給年額	605,728円

（注）休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んだ金額です。

再任用職員を含みます。

名 称	内 容	
扶養手当	・扶養親族である配偶者	6,500円
	（消防職給料表9級職員	3,500円）
	（消防職給料表10級職員	0円）
	・扶養親族である子	10,000円
	・上記以外の扶養親族	6,500円
	（消防職給料表9級職員	3,500円）
	（消防職給料表10級職員	0円）
	・扶養親族のうち16歳から22歳までの子（1人当たり加算額）	5,500円
住居手当	・借家等を借受け、14,000円を超える家賃を支払っている職員（限度額）	28,000円
通勤手当	・交通機関利用者	最長6月間の定期券等の価格に相当する額
	・自動車等の交通用具利用者（2キロ以上で距離に応じて）	4,000円～31,600円

（注）扶養手当及び住居手当は、2022年度（令和4年度）の支給額です。

（7）特別職の報酬等の状況（2022年（令和4年）4月1日現在）

名 称	区 分	金 額 等（年額）
給 料	管理者	101,000円
	副管理者	91,000円
報 酬	監査委員（識見を有する者）	35,000円
	監査委員（組合議員）	28,000円
	議長	90,000円
	副議長	84,000円
	議員	56,000円



#### 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

##### (1) 職員の勤務時間

(2022年(令和4年)4月1日現在)

区分	1週間の勤務時間	始業時刻	終業時刻	休憩時間
毎日勤務者	38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00
交替制勤務者	38時間45分	8:30	翌8:30	12:00～13:00 17:15～18:15 ※夜間に6時間30分

(注) 休憩時間：職員が勤務時間の途中において、勤務から解放され、自己の時間として自由に利用することが保障されている時間であり、労働基準法に準拠しているもの。

※夜間の休憩時間については、それぞれ異なる時間帯を割り振っています。

##### (2) 年次有給休暇の取得状況 (2022年(令和4年)1月1日～2022年(令和4年)12月31日)

総付与日数 A	総取得日数 B	全対象職員数 C	平均取得日数 B/C	取得率 B/A
21,590.0日	6,919.9日	548人	12.6日	32.1%

(注) 「全対象職員数」とは2022年(令和4年)1月1日から同年12月31日までの全期間を在職した職員で、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、休職の事由がある職員並びに派遣職員を除くもの。

##### (3) 時間外勤務及び休日勤務等の状況

(2022年(令和4年)4月1日～2023年(令和5年)3月31日)

(単位：時間)

時間外・休日勤務総時間数	職員一人当たりの 時間外・休日勤務平均時間数
124,924	20.2

(注) 1 「時間外・休日勤務総時間数」は、当該年度中の時間外勤務等の総時間数。

2 「職員一人当たりの時間外・休日勤務平均時間数」は、「時間外・休日勤務総時間数」を実支給総人員数(支給対象人員数のうち、当該年度中において実際に手当を支給した延べ人数)で除したもの。

※ 再任用職員を含みます。

※ 延べ人数は、各月の実支給人員数を積み上げたもの。

##### (4) 休暇等の状況 (2022年(令和4年)4月1日現在)

休暇の種類	事由	付与日数・期間等
年次休暇	一の年(暦年)ごとにおける休暇	毎年1月1日からその年の12月31日までの間において20日以内
病気休暇	公務又は通勤によらない負傷又は疾病	結核性疾患にあつては1年、その他の負傷又は疾病にあつては125日(週休日、休日を含む)を超えない期間内において最小限度必要と認める日数又は時間
特別休暇 (主なもの)	忌引	規則に定める期間内において必要と認める日数又は時間
	女子職員が出産した場合	産前8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)、産後8週間
	配偶者又は子(子の配偶者を含む。)の出産の場合	3日を超えない範囲内で必要と認める日数又は時間

(注) 上記以外に介護休暇、育児休業制度等があります。

## 5 職員の休業に関する状況

(2022年(令和4年)4月1日～2023年(令和5年)3月31日) (単位：人)

種類	取得者数		計
	男	女	
育児休業	2	—	2
	—	—	—
部分休業	—	—	—
	—	—	—
自己啓発等休業	—	—	—
	—	—	—
配偶者同行休業	—	—	—
	—	—	—
修学部分休業	—	—	—
	—	—	—
高齢者部分休業	—	—	—
	—	—	—

(注) 1 上段は当該年度において、新たに取得した職員数、下段は前年度から引き続き取得している職員数。

- 2 育児休業：子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで休業すること。
- 3 部分休業：小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、勤務時間の一部を休業すること。
- 4 自己啓発等休業：大学等課程の履修、国際貢献活動の参加のため休業すること。
- 5 配偶者同行休業：外国で勤務等をする配偶者がいる職員が、配偶者と生活を共にするため休業すること。
- 6 修学部分休業：職員が大学、教育施設における修学のため、勤務時間の一部を休業すること。
- 7 高齢者部分休業：55歳に達した職員が、1週間の勤務時間の一部を休業すること。

## 6 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数 (2022年(令和4年)4月1日～2023年(令和5年)3月31日)

(単位：人)

区 分		降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	地公法第28条 第1項第1号	—	—	/	/	—
心身の故障の場合	地公法第28条 第1項第2号 第2項第1号	—	—	2	/	2
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条 第1項第3号	—	—	/	/	—
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	地公法第28条 第1項第4号	—	—	/	/	—
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条 第2項第2号	/	/	—	/	—
条例で定める事由による場合	地公法第27条 第2項	/	/	—	—	—
合 計	/	—	—	2	—	2

(2) 懲戒処分者数 (2022年(令和4年)4月1日～2023年(令和5年)3月31日)

(単位：人)

区 分		戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	地公法第29条 第1項第1号	—	—	—	—	—
職務上の義務に違反し、又は職務 を怠った場合	地公法第29条 第1項第2号	—	—	—	—	—
全体の奉仕者たるにふさわしくない 非行のあった場合	地公法第29条 第1項第3号	—	—	—	—	—
合 計	/	—	—	—	—	—

## 7 職員のサービスの状況

(1) 営利企業等の従事許可の状況 (地公法第38条関係)

(2022年(令和4年)4月1日～2023年(令和5年)3月31日)

区 分	件 数	備 考
許 可	4	

(注) 営利企業等の従事とは、営利企業その他の団体の役員等へ就任し従事すること、自ら営利を目的とする企業を営むこと等をいいます。

## 8 職員の退職管理の状況

2022年度（令和4年度）に管理職であった者の再就職の状況

再任用職員	関係公益的法人等	国・他自治体	その他民間企業等
-	-	-	-

2023年（令和5年）4月1日時点で再就職した人数

## 9 職員の研修の状況

- (1) 研修に関する基本方針の策定  
(地公法第39条第3項)

策定の有無	策定期期
有	1999年(平成11年)3月

- (2) 研修の実施状況

(単位：人)

機関別研修	2022年度(令和4年度) 参加者数	2021年度(令和3年度) 参加者数	備考
福山地区消防組合独自の研修	427	441	
ひろしま自治人材開発機構	43	38	
その他の実施機関への派遣研修	123	93	

(注) 参加者数は延べ人数。職場で個別の研修も実施しています。

## 10 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 職員の福利厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければなりません（地公法第42条）。

また、共済制度は、職員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とするもので（地公法第43条第1項）、具体的には、広島県市町村職員共済組合が制度を運用し、病気等の治療時の保健給付や、退職後の生活を支援するための年金の支給などを行っています。

この他に職員は、スポーツ施設や文化施設の利用助成や各種スポーツ大会の開催等を行う広島県市町村職員共済互助会や職員の慶弔等に係る給付事業等を行う福山地区消防組合消防職員福消会に加入しています。

### (2) 職員の健康診断等の状況（2022年度（令和4年度）実績）

健康診断の内容	受診者数
定期健康診断	609人
特別健康診断	104人
B型肝炎予防検査	11人
短期人間ドック	410人
生活習慣病予防検診	0人
VDT検診	10人
その他	5人

### (3) 公務災害の発生状況

区 分	公務災害	通勤災害
2022年度（令和4年度）	4件	0件
2021年度（令和3年度）	3件	0件

### (4) 職員の利益の保護の状況

職員の生活及び身分の安定を通じて公務能率の向上を図ることを目的として、経済的利益と身分上の利益を保護するために、職員は公平委員会に対して、勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立てを行うことができることとしています。

## 11 公平委員会の業務の状況

### (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

区 分	2022 (R4) . 3. 31現在 継続件数 (A)	2022 (R4) . 4. 1～ 2023 (R5) . 3. 31 の措置の要求の件数 (B)	2022 (R4) . 4. 1～ 2023 (R5) . 3. 31 の終結件数 (C)	2023 (R5) . 3. 31現在 継続件数 (A+B-C)
給 与	—	—	—	—
旅 費	—	—	—	—
勤務時間	—	—	—	—
休 暇	—	—	—	—
執務環境	—	—	—	—
厚生福利	—	—	—	—
転 任	—	—	—	—
任 用	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

### (2) 不利益処分に関する審査請求の状況

区 分	2022 (R4) . 3. 31現在 継続件数 (A)	2022 (R4) . 4. 1～ 2023 (R5) . 3. 31 の審査請求の件数 (B)	2022 (R4) . 4. 1～ 2023 (R5) . 3. 31 の終結件数 (C)	2023 (R5) . 3. 31現在 継続件数 (A+B-C)
分限処分	—	—	—	—
降給	—	—	—	—
降任	—	—	—	—
休職	—	—	—	—
免職	—	—	—	—
懲戒処分	—	—	—	—
戒告	—	—	—	—
減給	—	—	—	—
停職	—	—	—	—
免職	—	—	—	—
転 任	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

## 1.2 等級及び職制上の段階ごとの職員数

消防職給料表（2023年（令和5年）4月1日現在）

等級	基準となる職務	(人)	(%)	内訳		職制上の段階		
				職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	消防士の職務	106	18.9%	職員	106	133	23.7%	係員級
2級	消防副士長の職務	27	4.8%	職員	27			
3級	消防士長の職務若しくは高度の知識及び経験を必要とする消防副士長の職務又は主任の職務	228	40.6%	主任	228	228	40.6%	主任級
4級	消防司令補の職務若しくは高度の知識及び経験を必要とする消防士長の職務又は主査の職務	24	4.3%	主査	24	24	4.3%	主査級
5級	困難な業務を所掌する消防司令補の職務又は調整員の職務	96	17.1%	調整員	91	96	24.7%	係長級
				係長	5			
6級	消防司令の職務	43	7.7%	調整員	3	43	24.7%	係長級
				係長	31			
				次長	9			
7級	困難な業務を所掌する消防司令の職務	18	3.2%	専門員	2	18	3.2%	課長補佐級
				出張所長	6			
				分署長	1			
				副署長	5			
				課長補佐	4			
8級	消防司令長の職務	10	1.8%	副署長	2	14	2.5%	課長級
				課長	5			
				署長	3			
9級	消防監の職務	9	1.6%	課長	1	5	0.9%	部長級
				署長	3			
				署長	2			
				部長	3			
10級	消防正監の職務	1	0.2%	局長	1	1	0.2%	局長級
合計		562	100.0%					